

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		2022年7月25日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 埼玉県朝霞市西原一丁目1番1号		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社武蔵野 代表取締役社長 安田信行			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	243 台	台	台	台
	冷蔵機器及び冷凍機器	116 台	台	5 台	台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	キログラム		キログラム	
	冷蔵機器及び冷凍機器	キログラム		1	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	府内の事業所で所有している第一種特定機器リストを作成し、エンジニアリング担当者が随時、情報を更新するなど、適切に管理している。また簡易点検や法定点検記録も保存している。			
	廃棄時	第一種特定製品の廃棄時には、行程管理制度に基づき充填回収業者に回収依頼書（又は委託確認書）を交付し、充填回収業者から交付（又は送付）された引取証明書を受け取ったことをもって、冷媒用代替フロンが回収されたことを確認する体制をとっている。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	第一種特定製品は全機器3ヶ月に1回の目視による簡易点検の実施とその記録の保存、法定点検対象機器については1年または3年に1回の専門業者による法定点検の実施と記録の保管を行っている。			
	廃棄時	第一種特定製品の廃棄時に、フロン排出抑制法に従い、行程管理制度に基づき充填回収業者から引取証明書を受け取り、冷媒用代替フロンが回収されたことを確認してから機器を廃棄した。また、破壊明書が充填回収業者から回付されたことを確認し、冷媒用代替フロンが適切に処理されたことを確認した。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	人的影響への懸念もあり、現状では導入の予定なし。				
特記事項	特になし				

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。